

平成二十二年第五回垂井町議会臨時会

平成二十二年七月十三日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	墳	理	君
二	番	吉	野	誠	君
三	番	木	村	千	秋
四	番	栗	田	利	朗
五	番	広	瀬	文	典
六	番	奥	村	耕	作
七	番				
八	番	末	政	京	子
九	番	岩	崎	秋	夫
十	番	丹	羽	豊	次
十一	番	小	林	敏	美
十二	番	広	瀬	康	君
十三	番	衣	斐	弘	修

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	若	山	隆	史	君
総	務	永	澤	幸	男	君
企	画	早	野	博	文	君
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	興	慈	善	君
健	康	福	祉	課	長	中	村
住	民	課	長	桐	山	浩	治
建	設	課	長	小	川	孝	夫
産	業	課	長	三	浦	高	雄
上	下	水	道	課	長	中	島
会	計	管	理	者	兼	古	山
会	計	課	長			則	雄
消	防	主	任	吉	田	守	男
教	育	長		渡	辺	眞	悟
学	校	教	育	課	長	乾	豊
生	涯	学	習	課	長	多	賀
						清	隆
						君	君
事	務	局	長	高	木	一	幸
書	書			久	保	陽	一
書				藤	塚	怜	奈

四 議事日程

平成二十二年第五回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十二年七月十三日（火）

午前九時

- 日程第一 議第五十号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第二 議第五十一号 朝倉運動公園野球場グラウンド改修工

事請負契約の締結について

日程第三 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十二年第五回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時一分）  
お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、六番奥村耕作君、八番末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第五十号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第一、議第五十号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第五十号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 議第五十号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律が去る六月二日に公布され、来る八月一日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が同日公布されましたので、あわせて垂井町消防団員等公務災害補償条例についても所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案並びに議会事務局で用意されております新旧対照表とあわせてごらんをいただきたいと思っております。

垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

附則第五条、他の法律による給付との調整でございます。

附則第五条第七項第一号中「若しくは第四号」を「、第五号若しくは第十号」に改め、同項第二号中「第四条第二項第三号」の下に「、第八号、第九号又は第十三号」を加えるものでございます。

これまで、例えば父親が消防団員で殉職した場合、遺族に年金が支払われ、その母子家庭には児童扶養手当も支給されておりました。しかしながら、二重取りになってしまつてしまうことから、消防団員等につきましては本条例の附則、ここでいいます第五条において、他の法律による給付等の調整をこの条項で規定をすまいといたしております。

附則第五条第七項の第一号では損害補償が消防団員に係るものである場合を、第二号では損害補償が消防作業従事者等に係る場合について、それぞれ支給されます年金や遺族補償の給付があつたとみなすことで、児童扶養手当、または特別扶養手当等の全部あるいは一部が支給されないこととなる場合には、いずれも公務災害補償を減額して支給調整する旨、ここで規定をすまいとしたところでございます。そこで、今回新たに父子家庭におきましても児童扶養手当が支給されることとなつたために、父子家庭におけます支給調整を新たに規定する必要が生じまして、かかる条文の整備を図つた次第でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成二十二年八月一日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。（午前九時八分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時四十六分）

日程第二 議第五十一号 朝倉運動公園野球場グラウンド改修工

事請負契約の締結について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第五十一号朝倉運動公園野球

場グラウンド改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五十一号朝倉運動公園野球場グラウンド改修工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る七月六日指名競争入札に付しましたところ、石黒体育施設株式会社・とみたハウジング株式会社特定建設工事共同企業体 代表者 名古屋千種区春岡二丁目二十七番十八号、石黒体育施設株式会社 代表取締役 石黒和重が落札いたしましたので、この者と五千七百七十五万円で請負契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせていただきますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私の方から議第五十一号朝倉運動公園野球場グラウンド改修工事請負契約の締結につきましての補足説明をさせていただきます。

あわせて、お手元にお配りしてございます資料でございますが、指名競争入札結果をごらんいただきたく存じます。

町長の提案説明にもございましたように、当工事につきましては、去る平成二十二年七月六日に指名競争入札を執行いたしましたわけでございます。

本件の入札につきましては、二社によります共同企業体で行うこととさせていただきます。町内の十四社、それから町外の六社に共同企業体の結成依頼通知をいたしました結果、届け出期限でございます平成二十二年六月二十四日までに届け出がございました特定建設工事共同企業体でございますが、以下「共同企業体」と申しますが、これの結成届を受理いたしました企業体でございますが、タワダ・新和共同企業体、岐建・新晃共同企業体、市川・松栄共同企業体、郷・新栄共同企業体、宇佐美・桐山共同企業体、平成・三谷共同企業体、石黒体育施設株式会社・とみたハウジング株式会社共同企業体、濃建・藤井共同企業体の八社によりまして入札を執行したわけでございますが、一回目の入札で石黒体育施設株式会社・とみたハウジング株式会社共同企業体が、税抜きでございますが五千五百万円で落札いたしましたところでございます。

議案にもございますが、この入札結果を受けまして、消費税を含めまして五千七百七十五万円で共同企業体代表者でございますが、石黒体育施設株式会社 代表取締役 石黒和重と工事請負契約を締結するに当たりまして、予定価格が五千万円以上の工事請負となりますので、本契約を締結することにつきまして、町長の提案説明にもございましたように、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この共同企業体の出資割合につきましては、石黒体育施設株式会社が六〇%、とみたハウジング株式会社が四〇%でございます。また、工事の完成期限につきましては、平成二十三年一

月二十一日を期限としております。よろしく御理解いただきまして、賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、私の方からの補足説明とさせていただきます。  
議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 議第五十一号朝倉運動公園野球場グラウンド改修工事請負契約の締結につきまして、改修工事の概要を御説明させていただきます。

本工事につきましては、平成二十四年に実施されまざる清流国体軟式野球競技が朝倉運動公園野球場で開催されますので、それにあわせて実施するものでございます。

工事につきましては、主なものでございますけれども、内外野舗装といたしまして、内野は黒土混合土、外野は天然芝を張り、排水対策として暗渠排水を行い、スプリンクラー設置、本部席裏階段を改修するものでございます。

なお、施設改良の内容につきましては、国体の推進局、あるいは軟式野球の競技団体の方から指摘を受けまして、それにより設計したものでございます。

それでは、改修内容につきまして御説明申し上げます。

内野舗装工といたしまして黒土混合土舗装二千八百三十平米、外野舗装工といたしまして天然芝舗装六千三百三十平米、ウォーニングゾーン舗装といたしましてハイアンツーカー舗装八百五平米、そのほか外野ファウルライン舗装と、内野外周高さ調整舗装としまして砂入り人工芝舗装を行い、排水対策といたしまして暗渠排水を内外野とバックネット沿いに行うものでございます。また、

散水設備といたしましてスプリンクラーを八基設ける予定でございます。そのほか、ダッグアウト前にフェンス防護さく、ダッグアウト内に滑りどめマットを設置し、あと、野球場への出入り口扉を改修するとともに、本部席裏階段を改修するものでございます。

本工事の工期につきましては、平成二十三年一月二十一日でございます。工事期間中及び芝生養成期間中は野球場を閉鎖いたしますので、御迷惑をおかけいたしますが、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔拳手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） この一番初めの工事概要一覧表の中の五、ホームベース工、ベースゴム取りかえ式で一カ所とありますが、その右の図面を見ますと、ブルペンのところで一カ所、それからホームベース工、これは内野のホームベース工Aと書いてありますが一カ所とあります。この数の辺はどうかという質問と、それから六、舗装とめ工、これは地先境界ブロックでやるようになっておるんですが、スパイクとかで滑って危なくないかなということをお聞きしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 六番議員の御質問でございますけれど

も、ホームベース工につきましては、バッターが立つホームベースのところもございませし、一塁側、三塁側にそれぞれブルペンマウンドがございます。そちらの方も改修するものでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、舗装どめ工でございますけれども、人工芝と、あとブルペンの前に排水の関係の設備をつくりますけれども、その境目のところに舗装どめといひますか、人工芝をとめるための区切りのものをつけます。その上につきましては、ずっと滑らないようなものを敷きますので、直接選手の方がそれによつて支障があるというようないひはないと思ひておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今の説明ですと、地先境界ブロックの上に滑らないゴムか何かを敷くということですね。その確認と、それとこのブルペン及びホームベースのホームベースプレートですが、箇所が一になつておりますが、工事は三力所で間違ひないのか、その辺をお尋ねします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長小川孝夫君。

〔建設課長小川孝夫君登壇〕

建設課長（小川孝夫君） 六番議員の再質問でございますけれども、先ほど答弁させていたいただきましたが、ブルペン前につきましては、上に滑らないものを敷くということ御理解をいただきたく思ひます。あとマウンドのホームベースにつきましては、本

塁、それとそれぞれブルペン側で三力所ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十一号朝倉運動公園野球場グラウンド改修工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は同意されます。

日程第三 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（衣斐弘修君） 日程第三、岐阜県後期高齢者医療広域連合

議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、若山隆史君及び衣斐弘修を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました若山隆史君及び衣斐弘修を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました若山隆史君及び衣斐弘修が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された若山隆史君が議場におられますので、本席から会議規則第二十八条第二項の規定による当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十二年第五回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午前十一時三分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 奥村耕作

議員 末政京子